**著作物利用契約書[海外用]**[[1]](#footnote-1)

|  |
| --- |
| **著作権者**  名前及び住所 : ***Ganada Publishing Co., Ltd., 大韓民国 ソウル市 鐘路区 1番地***  **出版社(海外)**  名前及び住所 : ***ABC Publishing Co., Ltd., 英国 ロンドン 1番地***  **著者物**  題号及び著者名 : ***I LOVE KOREA written by Hong Gildong, illustrated by Kang Ildong*** |

　上記の著作物(以下、「上記著作物」という)著作権者(Proprietor) 　 と海外出版社(Publisher) は、上記著作物ついて次のように著作物の利用のための契約を締結する。

**第1条(出版及び公衆配信の許諾)**

①著作権者は、出版社に対して上記著作物を **(言語)**で翻訳し利用する権利及び、この契約において定められた条件と方法にしたがい **(国家、または言語圏)**でのオンライン及びオフライン書店、あるいはe-フラットフォームを含めた出版市場に上記著作物を上記の言語で翻訳し出版したり、e-Book(電子書籍)及びオーディオブックなどのデジタルコンテンツとして製作し、頒布及び公衆配信で販売する独占的な権利を付与する。なお、出版物及びデジタルコンテンツの具体的な仕様については別途規定するものとする。

②この契約は、契約締結日から　　　年間有効であり、両当事者は本契約終了日の カ月前までに書面による合意によって契約を延長することができる。ただし、契約延長のための書面による合意がない場合には、契約終了日にこの契約は自動的に終了するものとする。

**第2条(前払金及び印税率)**出版社は、著作権者にこの契約を保証するための前払金及び著作物の販売部数による著作権使用料を次のように支払う。ただし、この前払金は契約締結後出版社が著作権者に支払う著作権使用料から差し引かれるものとする。

①前払金：USD (署名時支払い)

②印税率：紙の本：　　　部販売まで図書定価の　　 %、　　　部以上は図書定価の　　　%、電子書籍及びオーディオブック：純収益の　　　%

③上記の前払金及び著作権使用料は次のとおり分配する。

a)現地の源泉徴収税額(withholding tax) 　　　%

b)著作権者　　　%

c)前払金とは別途に、データファイル使用料(表紙あるいは本文イラスト使用時)**NET USD**

④出版社は、源泉徴収税額を納付後　　　日以内にそれに対する納付証明書を著作権者に発送しなければならず、出版社が韓国著作権者に支払った前払金については返還しない。

⑤海外現地で第3者に副次的な著作物利用権(以下「副次権」という)を提供することによって発生する収益に対する韓国著作権者と海外出版社間の分配比率は次のとおり定める。

a)上記著作物の出版前の連載権　　　　　　　　　 (著作権者　60％　-　出版社　40％)

b)上記著作物の出版後の連載権　　　　　　　　　 (著作権者　60％　-　出版社　40％)

c)ブッククラブ権 　　　　 (著作権者　60％　-　出版社　40％)

d)アンソロジー、縮約、引用権　　　　　　　　　 (著作権者　60％　-　出版社　40％)

e)オーディオブック、オーディオリーディング　　 (著作権者　60％　-　出版社　40％)

f)ペーパーバック出版権　　　　　　　　　　　　 (著作権者　60％　-　出版社　40％)

g)その他 \_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

**第3条(出版社の義務)**

①出版社は、契約書署名完了時、著作権者から受けとった請求内訳書(Invoice)に明示された支払い日にしたがい、現地源泉税(local withholding tax)控除後の前払金USD　 を著作権者に直接支払うか、代理人が指定された場合には代理人を通して韓国著作権者に支払う。著作権者は、前払金の支払いを確認した後上記著作物が掲載された図書の本文及びその他の関連ファイルを出版社に転送しなければならず、翻訳作業用の見本図書　　　部を出版社に直接郵便で発送する。ただし、上記著作物に関連するファイルは、海外発行社の独占的な発行権とこの契約の目的のためだけに使用されなければならず、この制限は契約が終了するまで効力を有するものとする。

②出版社が属している現地出版市場での翻訳発行権侵害の対策として、出版社が確保した翻訳発行権を現地の第3者が侵害した場合、著作権者はその侵害取締りへの協力を目的に出版社に委任状を提供し、出版社は費用を負担した上で著作権者と連絡後取締りなどの措置をとることとする。侵害者から得られた補償金は、現地弁護士費用などの経費を除外した残額を出版社と著作権者が同等の比率で分配する。

**第4条(会計の報告)**出版社は、著作権者に毎年12月31日までの上記著作物についての発行物販売内訳を翌年　　**月　 日**までに書面で報告し、追加著作権使用料の発生時には該当金額を　　**月　　日**までに支払わなければならない。著作権者が必要時直接あるいは指定代理人を通して出版社に著作物販売と関連した出版社の会計に対して調査を要求する場合、出版社はこれを許容しなければならない。出版社は、著作権者に対し会計の過りによる損害が発生した場合、会計監査費用とその損害相当額を賠償しなければならない。ただし、販売内訳において意図しない手違いによる誤差範囲5％未満の計算上の錯誤は例外とする。

**第5条(著作権使用料の支給方法)**出版社は、著作権者に上記の第2条、第3条、第4条で定められた金額を次の銀行口座、またはその後著作権者が出版社に書面で通知した指定口座に入金する方式で支払いを行う。

銀 行 名 : 　支 店 名 :

銀行住所 : 　 口座名義 :

口座番号 : 　 銀行コード :

SWIFTコード :

**第6条(出版社の発行責任)**

①出版社は、契約締結日から　　　カ月以内に出版社の費用で上記の著作物を翻訳出版する。出版社が上記の期間内に出版できない場合には、海外発行者からこの契約で定められたすべての権利は海外発行者から著作権者に還元される。ただし、出版社に正当な理由がある場合、著作権者から事前に同意を得て発行期限を延長することができる。

②出版社は、著作物を発行した際に、贈呈本として現地語の翻訳本　　　部を発行開始後1カ月以内に、増刷の場合には各刷ごとに2部ずつ著作権者に郵送しなければならない。著作権者は、贈呈分以上の部数については出版社から販売定価の　　　%の価格で追加購買することができる。

③出版社が契約期間内に改訂版を出版する場合、必ず韓国著作権者の書面による同意を得なければならない。

**第7条(翻訳)**

①上記著作物の翻訳について現地の文化を考慮した若干の不可避な修正は容認するが、原作に忠実かつ正確に翻訳しなければならず、修正する場合には原作の意味の実質的な変更及び本質的部分の変更は認めない。出版社が原作を要約したり原作の文句または挿画を変更する場合には、事前に著作権者の書面による同意を得なければならない。

②出版社は、出版前に著作権者に対して翻訳物の発行本の表紙デザイン試案に加えて、出版権及び著作権の表記案を提出し、書面による同意を得なければならならず、著作権者の書面による同意なしにはこれを出版することができないものとする。

③出版社は、いかなる国家においても出版社の発行本が共有著作物として発行されたり頒布または配信されるような行為をしたり、そのような行為を許容してはならない。出版社は、上記著作物の発行本が世界各国の国内法とベルヌ条約などの国際条約によって保護されることを保証するために必要なすべての必要な手順を遵守しなければならならず、もしこれを履行しない場合には本契約は解除されると同時にこの契約において定められたすべての権利は韓国著作権者に還元される。

④上記の著作物の原題と著者名(挿画を含む)は、慣例にしたがいすべての部数の表紙、著作権の表記面(版権ページ)及び公衆配信物、そして著作物のすべての広告物に明示されなければならない。出版社は著作権者の要請がある場合、著作権者に著作物の全体翻訳本を提出しなければならない。

**第8条(著作権の表記)**出版社は、翻訳発行本の表紙と著作権の表記面に著作者の姓名と原題を掲示しなければならない。著作権表記は、次の例のとおりに行うものとする。

**原書名(著作物)**

Text copyright © 　　　　年度, 　　　　　(作家名)

Illustration copyright © 　　　年度, 　　　　　(イラスト作家名)

All rights reserved.

First published in Korean by 著作権者名(韓国の出版社名)

　　　　(言語) translation copyright © (海外)出版社名., 202X

Published by arrangement with (韓国)著作権名 through エージェンシー名(韓国または海外)

**[例]**

**I Love Korea**

Text copyright © **2020, Hong Gildong**

Illustration copyright © **2020, Kang Ildong**

All rights reserved.

First published in Korean by **Ganada Publishing Co., Ltd.**

English translation copyright © **Sung Choonhyang, 202X**

Published by arrangement with **Ganada Publishing Co., Ltd.** through  **Agency**

**第9条(著作権の保有)**この契約において明示された権利を除く著作権に関するすべての権利は、著作権者にあり、出版社は著作権者の書面同意なしに自身が保有した権利を第3者に譲渡･継承してはならない。著作権者は、出版社が上記著作物を翻訳出版するのに必要なすべての権限を保有することを保証し、出版社が関連書類を要求する場合著作権者はこれを提供するものとする。

**第10条(契約の解除)**

①著作権者は、次のような場合にこの契約を解除することができる。

1. 出版社が上記著作物に対する翻訳出版ができない場合

2. 出版社が上記著作物の最初の発行から　　　**年**後、それ以上増刷を行わない状況で年間販売部数が　　部未満の場合

3. 出版社が韓国著作権者の書面による契約条件の履行通知を受け取ったのにも関わらず　　日以内にこの契約が定めた義務を履行しないか、この契約による規定を遵守しない場合

4．出版社が破産を宣言したり、支給不能の状態になったりして事業を清算する場合

5．出版社が販売の会計資料を提供しなかったり、この契約による著作権使用料を支払わない場合

②第１項による解約の場合、すべての権利はただちに著作権者に還元され、出版社は著作権者に著作権使用料及び損害、その他の債務を負担する責任があるものとする。ただし、契約期間の終了後　　カ月間は在庫分の販売についてはこれを認め、出版社はこの契約において定められた方式にしたがって著作権者に該当著作権使用料を支払わなければならない。在庫分販売期限の終了後は、海外発行社はただちに残りの在庫分をすべて廃棄しなければならない。

**第11条(契約の効力喪失)**契約締結日から　　**日**以内に海外発行社が韓国著作権者に第2条で合意した前払金を支払わない場合、この契約は効力を喪失する。

**第12条(紛争の解決)**この契約は、大韓民国において締結されたものと見なし、大韓民国の法律に基づいて解釈され適用される。著作権法違反や侵害による紛争が発生した場合、契約当事者の間で提起された訴訟において韓国著作権者の所在地である大韓民国法律に基づいてソウル中央地方法院を第1審の合意管轄裁判所と定める。ただし、両者の合意によってこれを変更することができる。

この契約は、両当事者の完全な合意によって構成され、この契約に含まれる代理人に限ってその効力を有するものとする。両当事者の書面による同意がない限り、本契約の内容について、いかなる修正や義務免除もその効力を発じない。

この契約書は、証人(代理人)の立会いの下で両当事者が適法な権限を持つ者としてこの契約書に署名する。

韓国著作権者: Ganada Publishing Co.,

署名

署名人 / 署名日

海外出版社 : ABC Publishing Co., Ltd.

署名

署名人 / 署名日

1. この契約書のモデルは、韓国出版社または著者権エージェンシー(代理仲介企業)と海外出版社または海外著者権エージェンシー(代理仲介企業)の間で有用である。ただし、著者物の海外出版あるいは公衆配信のための一切の権利は、基本的に著者者(著作財産権者)にあるので、韓国出版社あるいは著作権代理仲介企業は著作物の海外輸出に関わる諸般の権利を必ず委任されなければならない。また、外国で翻訳出版及び排他的な出版のために結ばれた契約には、韓国と同じように様々な種類があるためにひとつのモデルを提示することが難しく、出版及びその他発行に関わる出版権及び排他的発行権などの権利内容については契約相手国家の著作権関連法律において別途に定める場合があるので留意する必要がある。　 [↑](#footnote-ref-1)